

# みどり通信

第232号 2017. 2. 7

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX活用事例	P11
● 税務	P4	● これからの研修	P12
● 社会保険	P7	● あとがき	P12
● 損害保険	P9	● 営業カレンダー	P13

## 新春セミナー 開催

～会社を元氣にするために2017～



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、2月6日のホームページ掲載のものからです。

## やるか、やらないか・・・

昨日5日の県央地域の日刊紙「越後ジャーナル」の1面に、地元青年会議所が開催した「クロフネカンパニーの中村文昭さん」の講演会の要旨が掲載されました。

中村文昭さんは、知る人ぞ知る人。

21歳の時、三重県伊勢市で飲食店「クロフネ」オープン。三重No.1のお客様に喜ばれる店づくりを目指とする。お客様を徹底して喜ばせ大繁盛。

26歳の時、リビングカフェ「クロフネ」をオープン。若者が、本当に楽しく、皆に祝福されるようなレストラン・ウェディングを始め、演出を手がける。リビングカフェ・クロフネにて年間50組の手づくり結婚式を行い、伊勢でダンツツの人気No.1店に。

現在は、自分の経験を活かした講演活動・人材育成にも力を入れ、全国を毎日のように飛び回っている活躍ぶりの方であります。

当日の講演で語られた内容がその新聞記事に次のように書かれていました。

「頼まれごとは試されごと。人は1日に204個の頼みごとをされると言われている。頼みごとをされて嫌な空気をつくる人生よりも『ありがとう』と言われる人生ならば、自ずと人の見る目が変わる。頭がいい、悪いではない。やるか、やらないか、やった人が人生を変えていく」

「人に向けてやっていたことが自分に返ってくることがある。人が人を連れてきてくれる。

こんな便利な時代だからこそ、泥臭い人間力を忘れ  
てはならない」

「人間力とは人の心を動かすこと」

「とにかく人を喜ばすことで身につく魅力が人間力。  
君から買いたい、君だから応援したい。あなただからつ  
いていきたいというもの」

「師匠から教えられたキーワードは"頼まれごとに試  
されごと""返事は0.2秒""人は困っているから頼みご  
とをするのであって、困っている人を喜ばすのは案外簡単。頼んだ人の予測を少し上回る  
ことをしてびっくりさせればいい。人は損得を考えるから返事が遅くなる。」

等々。



4年前に地元の中学校のPTA会長から「講演会を行いたいのだが、誰か講  
師を紹介してもらえないか」ということで、中村文昭さんを紹介し全校生徒に  
中村節を聞いていただいたことを思い出しました。

“人のご縁ででっかく生きる”というテーマで、90分の講演予定がなんと  
110分に・・・。

このときで4・5回目の中村さんの講演を聴いたことになりますが、そのと  
きも新たな感動・感動で、思わず涙がこみ上げてきた次第。

そのときの中村語録を紹介します・・・

- ・人間力(人を喜ばせる力)が無ければ仕事にならない。
- ・会社を設立する際、三重のお金持ちの人に順番(皮切りは赤福の社長)に回り借金  
の保証人になってもらえないか頼みまわった。100人以上断られて最後に74歳のお  
じいさんに出逢い実現した。
- ・できるかできないかより、やるかやらないか。
- ・自分でイライラして自分で病気をつくっている。
- ・NHKで以前見たが、人の頼まれ事は一日平均204個。ただ、気づくのは10個程  
度。気づくか気づかないか・・・だ。

- ・困っている人を喜ばせるのは簡単。困っていない人を喜ばせるのむずかしい。
  - ・“でも”を“こそ”に変える。
  - ・お金が無いからこそ、○○ができる。
  - ・誰でもできる皿洗いをする際、日本一の皿洗いを目指すために”稻妻の皿洗い”を行った。
  - ・自分を変えればいいのに環境を変えるのは、逆。
  - ・頼まれた事柄は人様の予測を上回るようにやり遂げること。
  - ・人を動かすのは金ではない。
- 等々。

その際も、師匠直伝の4つの鉄板ルールの紹介がありました。

#### 1. 返事は0. 2秒

貴方に対してNOはない！素直な心0. 2秒の返事で相手の心を掴め！

#### 2. 頼まれ事は試され事

人から頼まれ事をされたら試されていると思って 相手の予測を上回れ！

#### 3. できない理由を言わない

大抵の事はできなかったのではなく やらなかつた結果！

#### 4. 今できることをやる

“そのうちやる”は永遠にやらない とにかく探して動き出せ！

確か、その前後にも私が所属する団体（たまたま研修委員長を仰せつかっていたので中村さんに依頼）で、中村さんより燕三条ワシントンホテルを会場に講演をしていただいたのを昨日のように記憶しております。

中村さんに心から感謝・感謝です”！！！”

税理士 山 口 昇

## 平成29年度税制改正 中小企業向け設備投資促進税制の拡充について

今回は、平成28年12月8日に発表された平成29年度税制改正大綱のうちから、中小企業の皆様に特に関連する項目についてご紹介させていただきます。

なかでも、平成29年3月31日までの期間を対象としていた中小企業等投資促進税制「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除」については、「中小企業経営強化税制」として改組され、一部に限定されていた器具備品について全てが対象となり、また、新たに建物附属設備も対象に加えられるなど、制度の拡充がはかられています。

対象資産や要件などについて、以下に簡単にまとめてみました。

### <中小企業投資促進税制>

	～H.29.3.31	H.29.4.1～	→ H.31.3.31まで
<b>○対象資産</b>			
生産性向上設備等		一定規模以上の「特定経営力向上設備等」	
・機械装置 160万円以上		→ (イ) 生産力向上設備	
・器具備品		※ 販売が開始されてから何年以内のものか、旧モデルと比べて経営力の向上に資するものの指標が年平均1%以上である等、一定の条件あり	
電子計算機 120万円以上		(ロ) 収益力強化設備	
デジタル複合機 120万円以上		※ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に係るもの	
試験又は測定機器 30万円以上		※ 一定規模とは、	
かつ 合計で120万円以上		・機械装置 160万円以上	
・工具		・工具及び器具備品 30万円以上	
測定工具及び検査工具 30万円以上		・建物附属設備 60万円以上	
かつ 合計で120万円以上		・ソフトウェア 70万円以上	
・ソフトウェア 70万円以上			
・貨物自動車 3.5t以上			
など			

※ 上記の対象資産であっても

- ・中古設備
  - ・貸付設備(賃貸資産)
  - ・海外で使用する設備
  - ・生産等設備に該当しないもの
- は、本税制措置の対象外となっています。  
特に、リース資産の場合はリース取引の内容によって取り扱いが変わりますので、確認が必要です。

## ○適用要件

### ①青色申告書を提出する中小企業者等であること

本税制措置は、基本的に業種や企業規模に制限はありません。

ですので、製造業のみならず、非製造業を含めた幅広い事業者が利用可能です。

### ②中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けたものであること

「経営力向上計画認定申請書」の提出が必要となります。

難しそうに聞こえますが、手続きが簡素化されており、実質A4用紙2枚程度の内容を記載すればよい仕組みとなっています。(次ページに資料として、認定申請書の記載例を掲載しておきましたので、そちらもあわせてご確認ください。)

## ○支援措置について

### ①平成28年7月より施行されている「中小企業等経営強化法」に基づき、生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減

→ 法人税等の減税ではありませんので、課税所得の出でていないわゆる赤字企業であっても、減税の恩恵を受けられます。

### ②計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援

商工中金による低利融資や、信用保証協会による信用保証についての別枠の追加保証や保証枠の拡大など、円滑な資金調達の支援が可能となります。

## ○税制上の優遇措置について

中小企業投資促進税制とは、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(※税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下法人が対象)が選択適用できるものです。

また、「生産性の向上に資する設備を取得や製作等をした場合」については、

(1)特別償却割合30%を「即時償却」に

(2)個人事業主、資本金3,000万円以下法人について税額控除割合を7%から10%に引き上げ

(3)資本金3,000万円超1億円以下法人に7%の税額控除を適用

といった「上乗せ措置」が利用できることとなっています。

この税制上の優遇措置について、今回の税制改正で「中小企業経営強化税制」と名称を改め、対象資産に器具備品等を追加拡充し、継続されています。

以上、設備投資促進税制について、ご紹介させていただきました。

申請にあたっては、私たち「経営革新等支援機関」が申請をサポートさせていただいております。詳細の確認、計画の策定等の事前打合せにつきましては、各担当スタッフまでお問合せ下さい。

< 西丸 保幸 >

# 経営力向上計画の記載例

(別紙)  
経営力向上計画

## 1. 名称等

事業者の氏名又は名称	株式会社MELT
代表者名(事業者が法人の場合)	代表取締役 中小 太郎
資本金又は出資の額	2,000万円
常時雇用する従業員の数	75人
法人番号	××××××××××

## 2. 事業分野と事業分野別指針名

事業分野	282 第三者製造業 (2821 機械器・コンデンサ ・変成器・複合部品製造業)	事業分野別指針名	〔製造業に係る経営力 向上に関する指針〕
------	--	----------	-------------------------

## 3. 実施時期

平成28年 12月～平成31年 11月

## 4. 現状認識

①	自然の事業概要	電気機器の製造を行なう。事業分野別指針における規範の中規格に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客、市場の動向、競合の動向	主力商品は電気機械用變圧器である。取引先はに主要顧客の大社を中心とした30社程度であり、高品質需要の増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力であり、弱みは価格力である。競合は変圧器メーカーの大社であり、当社に比べ低価格、短納期での商品販売を行っているものの品質は低い。
③	自社の経営状況	売上は26年度1,620,000千円、27年度1,650,000千円と増加している。一方で営業利益については26年度80,000千円、27年度76,000千円と減少している。要因として、①設備更新をしてから生産性の悪い機械が中心の製造ラインがあること、②熟練工員の定年退職に技術承継が間に合わず適切な工程設計ができる人員がいないこと、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由から、労働生産性((営業利益+人件費)/減価償却費)／労働者数)が低い事が考えられる。

## 5. 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の概要を示す指標

指標の種類	A 現状(基値)	B 計画終了時の目標(基値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	1,815千円	1,834千円	1%

## 6. 経営力向上の内容

事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新規活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア ハ(2)	定期退職後の熟練工員を技術指導員として内雇用し、技術指導員による講習を行うことで工程設計に関する技術承継を図る。また、工程設計、加工工程等の一連に関して業務マニュアルの作成及び作業工程の動画撮影等を行いながら、暗黙知を形式化し他の工員へ共有する事で構造コストの低減を図る。	
イ イ(1)	多台持ちに対して、アに記述した事項に加え技術指導員によるOJTを行なながら多台持ちの促進に取り組む。	
ウ ホ(1)	自動巻線機の更換を行う。巻在器の部品の一つに鍛心に鋼線を巻き付けることで強度するコイルがあり、この鍛心の巻き付け作業を行うのが自動巻線機である。自動巻線機には、一つずつ鋼線を鍛心に巻き付ける一台巻きの巻線機と複数台同時に鋼線を巻き付けることができる多台巻きの巻線機があり、現在当社で主に使用しているのは、一台巻きの巻線機である。今般、製造ラインの一台巻きの巻線機（一機種3台）を高精度の多台巻きの巻線機（二機種3台）へと更換することで時間あたりの生産数を増加させ生産性の向上を図る。	

## 7. 経営力向上を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	用途・相違	資金調達 方法	金額 (千円)
ア・イ	技術指導員人件費	自己資金	5,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	20,000

## 8. 経営力向上設備等の種類

実施事項	設備等の名前/型式	単価	数量	金額
ウ	自動巻線機/METI001	5,000千円	2	10,000千円
ウ	自動巻線機/METI002	10,000千円	1	10,000千円
			合計	20,000千円

# 社会保険 Q&A



**Q**

**これから6時間勤務のパート社員を雇い入れたいと思っています。残業をした場合に計算する残業代の問題点を教えて下さい。**

**A**

1日8時間、1週間40時間までは、通常の時給支払い問題ありませんが、この時間を超えると割増賃金が必要となります。

## ●法定内残業と法定外残業

法律では、1日8時間、1週間40時間を割増賃金のいらない労働時間の限度時間に定められています(これを法定労働時間といいます)

パート社員の給料計算でよくある間違いが、月間トータル労働時間×時給で単純に給料を計算してしまうことです(事例①②)。1日もさることながら、1週間のオーバータイムにも注意する必要があります、割増賃金相当額が未払賃金になってしまいます。

## ●固定賃金がある場合は注意

パート社員に月額いくらというように固定の手当を支給する場合、例外を除き残業代の計算基礎に含めなければなりません

しかし、はっきりいって計算が細かく面倒です。パートには、極力時給一本の給料体系にするほうが管理しやすいといえます。

## ●根本は法定外残業をさせないことで解決

そもそもパート社員には「法定外残業をさせない」というスタンスで管理すれば、計算の手間はなくなり、給与計算も楽になり未払いリスクもなくなります。

## <事例①>

★ 時給1,000円、通常6時間労働のパート社員が、1日10時間労働した場合。

- $1,000\text{円} \times 8\text{時間(法定労働時間分)} = 8,000\text{円}$
- $1,000\text{円} \times 2\text{時間(8時間を超えた分)} \times 1.25(\text{割増賃金}) = 2,500\text{円}$

計：10,500円

通常労働時間は6時間ですが、法定労働時間の8時間までは通常の時給で問題ありません。

8時間を超えた2時間分が割増賃金の対象になります。

## <事例②>

★ 時給1,000円、職務手当月10,000円、通常6時間労働、月平均20日勤務（月間所定労働時間120時間）のパート社員が、月曜日から土曜日までの6日間、毎日7時間（週42時間）労働した場合。

- $10,000\text{円(職務手当)} \div 120\text{時間(月間所定労働時間)} = 84\text{円(1時間あたり職務手当)}$
- $1,000\text{円} \times 40\text{時間(法定労働時間分)} = 40,000\text{円}$
- $(1,000\text{円} + 84\text{円}) \times 2\text{時間(40時間を超えた分)} \times 1.25(\text{割増賃金}) = 2,710\text{円}$

計：42,710円

1日8時間を超えていないため日の割増賃金は必要ないと思われがちですが、週42時間となる為、2時間分の割増賃金が発生します。

# 糸魚川の大規模火災で 火災保険金は出るの？

2016年12月22日の午前中に起きた糸魚川の大規模火災では、144棟が焼け、83%が全焼でした。被災した人たちにとっては、今後の生活再建や事業の再開が大きな課題となっています。

火元は中華料理店でしたが、もらい火で焼失した家屋等の火災保険や損害賠償はどうなるのでしょうか？

## ● 「失火法(失火責任法)」

「失火法」では失火者に「重大な過失」が無い限り、賠償責任を問えないと民法で定められております。では、今回の火災についてはどうでしょうか？

今回の火災は、火元となった中華料理店の店主が鍋に火をつけたまま店を離れ、空焚きを招いたことが出火の原因といわれています。ここに重大な過失があったかどうかはこれから裁判の行方次第ですが、金額も膨大なので、賠償請求は難しいと思われます。

## ● 火災保険の必要性

よって、今回の火災のように隣家からのもらい火で火災が起きた場合は、自身が入っている火災保険や家財保険で対応しなければなりません。

のことより、自分の責任で火災が起きた場合だけでなく、他人が起こしてしまった火災の飛び火に対応するには「火災保険」や「家財保険」の加入が必須です。

## ● 類焼損害補償(特約)

これは、自身の家が火元となって火事が起き、隣家などに燃え移って損害を与えてしまった場合、それを補償するものです。自身が受ける損害ではなく、与えてしまった損害の補償です。

他家(類焼先)が自身で火災保険に入っていた場合は、類焼の損害は他家の保険で補償されますが、このとき、他家が火災保険に入っていなかったり、補償が不足していた場合は、法律上の賠償責任が生じないときも、修復費用の不足分を補償します。

## ● 重過失の場合は個人賠償責任保険でカバー

失火法により重過失があったと認められた場合、賠償責任が発生します。類焼損害補償は責任の所在は支払事由に関係しないため、過失があった場合も補償されます。

ただ、重過失がある場合は、法的な賠償責任を負うため、個人賠償責任保険でも補償することができます。

よって個人賠償保険は、火災以外の様々な場面で賠償責任について補償されますからこの保険を付帯していれば、重ねて類焼損害補償をつける意味は薄いと言えます。

## ●類焼損害補償が役立つ場面はきわめて限定される

以上を踏まえて考えてみると、類焼損害補償は、その効果が発揮される場面がきわめて限定的だということがわかります。

### <類焼損害で何が補償されるか>

	類焼先の火災保険が十分	類焼先の火災保険が不十分
過失がある	個人賠償責任保険で補償される	個人賠償責任保険で補償される
過失がない	類焼先の火災保険で補償される	<b>類焼損害補償で補償される</b>

類焼先の火災保険が不十分(または未加入)であり、重過失がない場合に限り、類焼損害補償は意味をなします。

## ●ガスコンロの消し忘れは“重大な過失”となるか?

火災保険は、火災などの事故により、建物や家財などに損害を受けた場合に保険金をお支払いしますが、その発生原因によっては保険金が支払われない場合があります。その免責事由のひとつに「契約者の“故意”や“重大な過失”による事故」があります。

“重大な過失”とは、火災の発生が容易に予見・防止できるにもかかわらず、注意を怠った場合などに認められます。例えば、ガスコンロにてんぷら油が入った鍋をかけたままその場を離れて火災となった事例が、“重大な過失”と認められた裁判例もあります。

ただし、この裁判例も個別の事情も含めて総合的に判断されたものです。火災などの事故が発生する原因・状況・経緯は千差万別であり、「ガスコンロの消し忘れ」がすべて“重大な過失”となるわけではありません。

※いずれにしても、今回の火災を機に今一度ご自身の火災保険を見直したいものです。

担当 星野



# システムを活用してもっと便利に！



## 1. 銀行信販データ受信機能



預金・クレジットカード・電子マネーの明細を自動的に取り込み、仕訳を作成することができます。学習機能が搭載されているため、過去に取引のあった相手先で作成した仕訳から複写することができるため確認するだけでOK。

### ≪利用者の声≫

- ・銀行の取引明細の金額がそのまま入ってくるため、単純な入力ミスが無くなった。1円合わないのを確認するのに苦労していた。
- ・一括でデータを受信できるため、わざわざそれぞれの銀行のＩＢ情報を見に行く必要が無くなった。
- ・最初は覚えさせるための補正入力が大変だったが、2～3カ月すると殆ど確認だけで良くなつた。

※総合振込が多い場合等運用面で注意が必要な場合もございますので効果的な運用方法については担当者に相談ください。

## 2. 証憑ストレージサービス



平成29年1月から、領収書や請求書を電子データで保管できるサービスが始まりました。スマホ等から紙のデータを読み取り、データセンターに保管するため、ペーパーレス化を図れます。外出先からスマホで送信できるため、外回りが多い社長さんや営業担当者が領収書を取得後すぐにデータを送ることができ、迅速に経理処理が行えます。4月からはスキャンしたデータから仕訳を作成する機能も搭載予定です。

※スキャナ保存制度を利用する場合は、運用を開始する3か月前までに所轄税務署に承認申請を提出する必要があります。

※「帳簿(元帳、仕訳帳)」や「決算書」については別途電子帳簿保存法の申請が必要となります。帳簿の電子保存も希望される場合も一度ご相談ください。

## 3. Web社長メニュー(FX2)



社長が見たい最新の売上情報や口座残高を会計システムの画面を開かなくても「社長」ボタンを押すだけで簡単に確認することができます。4月からは社長のスマホからも確認できるようになる予定です。外出が多い社長さんは是非ご検討ください。

※会計システムの最新入力情報のバックアップデータを元にしたデータとなります。

※対応スマートフォンについては詳細が発表され次第ご案内いたします。

### ≪その他便利な機能≫

- ・支払管理機能
- ・MR設計ツール(オリジナル帳表の作成)
- ・予算と実績の比較
- ・銀行報告用資料
- ・資金繰り実績 etc.

※システムによっては利用できない機能もございますので、事前にご相談ください。



もっとこんなことが知りたい！こんな機能は無い？等ございましたら担当者にお気軽にご相談ください！

税理士法人 山口会計パートナーズ



# これからの研修

● 原点の会

三条商工会議所

3月23日（木） 9:00 ~ 11:15



## あとがき

新年を迎え、早くも一か月が経ちました。

私自身、今年の目標のひとつに「もっとも熱いサービスを提供できる人材になる」ことを掲げております。

昨年を振り返ると多くのご縁に恵まれて、多くの気付きをいただいた年でもありました。

この目標を掲げるきっかけになったのも、そういったご縁のおかげです。

また、最近ふとした時に見た相田みつをさんの詩にとても感銘を受けました。

少し先の話になりますが、毎年参加させていただいている勉強会では、その相田みつをさんの美術館に行けるようなので、今からとても楽しみにしております。

今年一年、さらなる魅力ある人材として成長していけるように精進していきたいと思います。

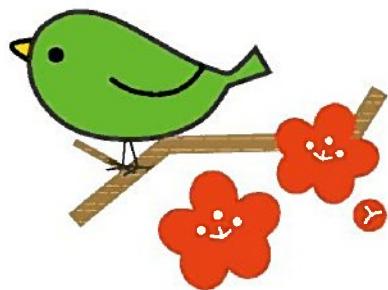
吉田智哉

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申しつけください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp